

ママ応援チケット事業者規定

1. 換金対象となるチケット

- ・ 対象は、本事業で定められた有効期限内のチケットに限ります。
- ・ チケットは、実際にサービス提供が完了したもののみ対象となります。
- ・ 未使用、またはサービス提供が確認できないチケットは換金できません。

2. チケットの管理責任

- ・ 使用されたチケットは、事業者の責任において適切に管理してください。
- ・ 紛失・破損・盗難等が発生した場合、再発行および引換はできません。
- ・ 管理不備に起因するトラブルについて、運営側は一切の責任を負いません。

3. 申請の締め日・請求期日

- ・ 引換金額は毎月月末を締め日とします。
- ・ 翌月7日必着（手渡しもしくは郵送）で、以下の書類を提出してください。

所定の請求書

使用済みママ応援チケット（原本）

- ・ 上記期日までに提出がない場合、当該月分の引換は翌月以降の扱いとなります。

4. 支払時期

- ・ 引換金額の支払いは、請求書受領月の25日払いとします。
- ・ 支払日が金融機関の休業日にあたる場合は、これより前の営業日に支払います。
- ・ 支払方法は、原則として指定口座への銀行振込とします。
- ・ 支払いに係る振込手数料は当団体が負担します。

5. 不備・確認事項がある場合

- ・ 書類不備、記載漏れ、内容確認が必要な場合は、支払いが翌月以降に繰り越されます。
- ・ 虚偽申請や不正利用が確認された場合、換金不可ならび事業者登録を取消します。

6. 提供サービスの追加がある場合

チケット事業の対象サービスを追加する場合は、追加申請書をご提出ください。審査を通過したのち、サービス提供が可能となります。なお、審査結果に関わらず、審査の内容については一切開示いたしませんのでご了承ください。

7. その他

- ・ 本規定は、事業運営上必要と判断された場合、事前告知のうえ改定する場合があります。
- ・ 本規定に定めのない事項については、運営側の判断により対応するものとします。